

令和3年3月6日

新型コロナウイルス感染症患者の死亡及び検査の結果について

昨日（3月5日）、県内の指定医療機関に入院されていた感染患者1名の死亡が確認されたのでお知らせします。

お亡くなりになったのは、国の定義上、「重症」に該当していた御高齢の方ですが、性別等の詳細については、御遺族の心情等に配慮し、特定を避け、後日、統計的に整理した形で公表します。

また、昨日は、新たな陽性確認はありませんでした。

診療・検査医療機関では、1日当たり約170件（直近1週間の平均検査件数）の検査を実施しています。（毎週金曜日に計上し、公表）

今後とも気を緩めることなく、感染回避行動に努めていただくようお願いいたします。

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。
報道機関各位におかれては、報道に当たり、プライバシー保護に御配慮ください。